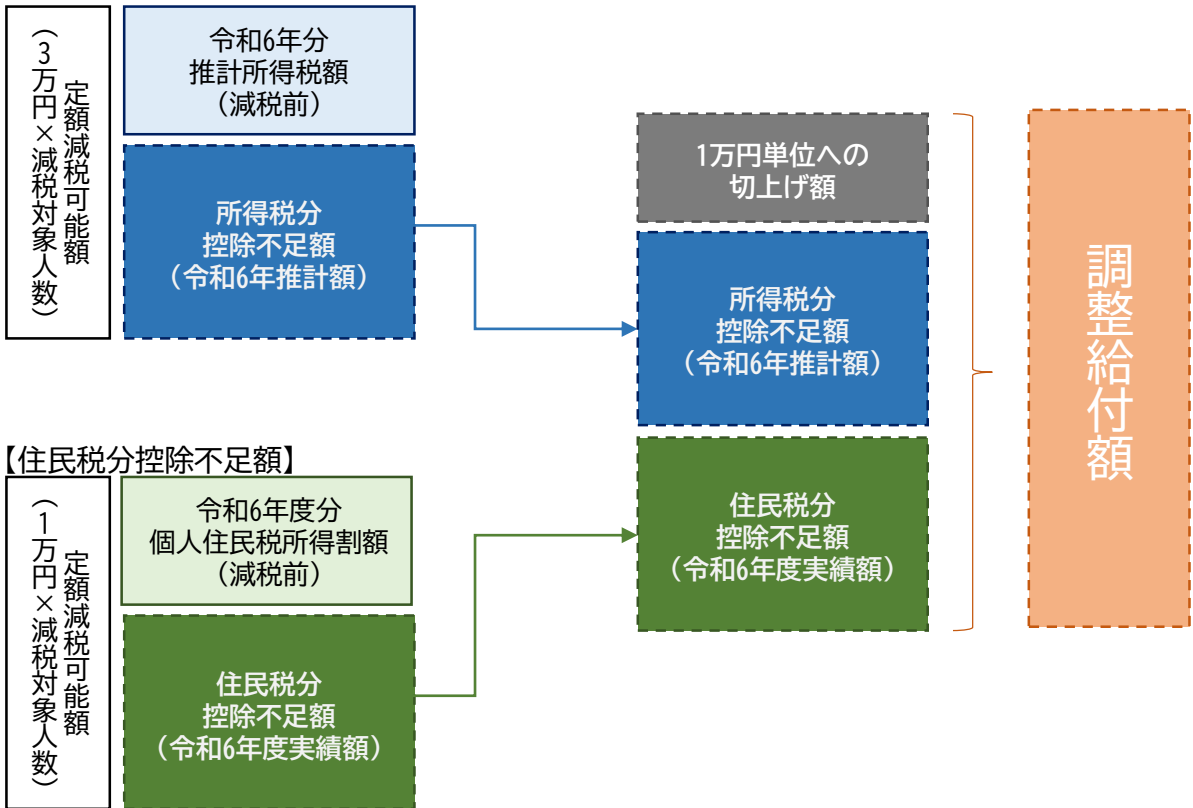


○支給額算出イメージ

次の①及び②の合算額を、1万円単位に切り上げて算出します。

- ①所得税分控除不足額 = 所得税の定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額
②住民税分控除不足額 = 個人住民税の定額減税可能額 - 令和6年度分個人住民税所得割額

【所得税分控除不足額】



○計算例：納税義務者が妻(控除対象配偶者)と子ども1人を扶養している場合

<<条件>>

納税義務者本人の令和6年分推計所得税額(減税前)：7万円・・・ (A)

令和6年度分個人住民税所得割額(減税前)：1万4千円・・・ (B)

所得税分定額減税可能額：3万円×3人(本人+扶養親族等数2人) = 9万円・・・ (C)

個人住民税分定額減税可能額：1万円×3人(本人+扶養親族等数2人) = 3万円・・・ (D)

所得税分控除不足額 (C) - (A)： 9万円 - 7万円 = 2万円

個人住民税分控除不足額 (D) - (B)： 3万円 - 1万4千円 = 1万6千円

調整給付額： 4万円 (2万円 + 1万6千円 = 3万6千円 ⇒ 1万円単位で切上げ)